下田 篤　先生 2014.06.27

契約書

矢吹研究室B班

PM 1242109　三宅 琢己

1242034　小池 克人

1242131　吉野 聡志

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| PM | シニア | ユーザ |
|  |  |  |

契約内容

第一条　総則

委託者：下田篤（以下「甲」と記す）と受託者：三宅琢己（以下「乙」と記す）は, 以下の契約を交わす.

第二条

甲は三宅メッセンジャーの開発に関わる業務を乙に委託し, 乙はこれを受託することにより, 本件業務委託の対価として委託料を受け取ることを目的とする.

第三条

乙はメッセンジャー開発に当たり, 以下の業務を行う.

(1)　プロジェクト憲章作成業務

乙によるプロジェクト憲章作成および甲による承認

(2)　WBS, 体制図作成業務

　　　乙によるWBS, 体制図作成および甲による承認

(3)　基本設計書作成業務

　　　乙による基本設計書作成および甲による承認

(4)　中間発表資料作成業務

　　　乙による中間発表資料作成および成果発表

(5)　実装発注書作成業務

　　　乙による実装発注書作成および甲による承認

(6)　詳細設計書, プログラミング, テスト報告書作成業務

　　　乙による詳細設計書, プログラミング, テスト報告書作成および甲による承認

(7)　納品物一式作成業務

　　　乙による（1）～（6）の成果物納品およびマニュアル, 納品書作成および甲による承認

(8)　最終発表資料作成業務

　　　乙による最終発表資料作成及び成果発表

第四条　本件業務期間

着手：平成26年5月16日

完了：平成26年7月25日

第五条　納品

納品物件は第三条(7)で記したものとする. 納品場所は甲の研究室とし, 別途協議の上定める指定納品日に, 納品物件一式を納品する.

第六条　納品遅れ

乙は, プロジェクト憲章で定めた納品日である7月11日までに納品ができなかった場合, 別途定める賠償金を支払う.

第七条　報告義務

乙は甲に委託された業務についての報告を求められた場合, 1週間以内に甲に報告しなければならない.

第八条　品質保証

乙は, 本件業務において作成した成果物に不備があった場合, 納品後12か月以内であれば,　無償で修正する責任を負う.

第九条　契約成立

本契約は, 本件業務における外部仕様書作成業務までの完了, および本書の甲による承認とともに成立する.

第十条　契約解除

契約者の一方が契約内容に違反した場合, 双方の協議の上で, 本契約を解除し, 被った損害の大小にかかわらず, 賠償を請求することができる.

第十一条　開発委託料

本件システム開発委託料は, 乙が納品物件を納入後, 甲は速やかに検収を行い, 検収完了後一か月以内に支払う．消費税は8%とする.

|  |  |
| --- | --- |
| 人件費 | 615,000円 |
| 消費税 | 49,200円 |
| 合計 | 664,200円 |

以下の通り甲乙双方が合意し署名した契約書は, 押印の上, 各一通をそれぞれ厳重に保管する.

平成26年6月27日

甲：委託者

氏名

乙：受託者

氏名